

# 寄附行為

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 資産及び会計（第5条～第14条）
- 第3章 役員等（第15条～第20条）
- 第4章 理事会（第21条～第28条）
- 第5章 評議員会（第29条～第31条）
- 第6章 寄附行為の変更及び解散（第32条・第33条）
- 第7章 事務局（第34条）
- 第8章 雑則（第35条・第36条）

## 付則

### 第1章 総則

#### （名称）

第1条 この法人は、財団法人高橋記念美術文化振興財団という。

#### （事務所）

第2条 この法人は、事務所を愛知県豊田市小坂本町8丁目5番地1（豊田市美術館内）に置く。

#### （目的）

第3条 この法人は、美術文化振興のため、豊田市美術館及び高橋節郎館の活動を支援し、広く地域文化の向上に寄与することを目的とする。

#### （事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）美術展の開催
- （2）美術文化に関する講演会、講習会等の開催
- （3）美術品等の収集
- （4）美術文化に関する奨励及び援助
- （5）機関紙の発行
- （6）その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

### (資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

### (基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、愛知県教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

### (資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

### (経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

### (事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、年度開始前に理事長が編成し、理事会の議決を経て、愛知県教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、年度終了後3月以内に理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減理由書に監事の監査意見を付して、理事会の承認を受けた後、愛知県教育委員会に報告しなければならない。

(長期借入金)

第12条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、愛知県教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第7条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員等

(種別及び選任)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7人以上12人以内

(2) 監事 2人

2 役員は、評議員会において選任する。

3 理事は、互選により理事長1人を定める。

4 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により理事がその職務を代行する。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は愛知県教育委員会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(任期)

第17条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会における理事及び評議員のそれぞれ3分の2以上の同意を得て、理事長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐え得ないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬)

第19条 役員は、有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(顧問)

第20条 この法人に、必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が理事会の承認を得て選任する。

3 顧問は、理事長の求めに応じて理事会に出席し、意見を述べるすることができる。

## 第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(招集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、会議に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事のうちから選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名押印しなければならない。

## 第5章 評議員会

(設置)

第29条 この法人の運営に関する重要事項について理事長の諮問に応ずるために評議員会を置く。

(評議員)

第30条 この法人に、評議員12人以上15人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 3 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。
- 4 評議員には、第15条第4項、第17条及び第18条の規定を準用する。この場合において、第15条第4項中「理事」とあるのは「評議員」と、第17条及び第18条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、この法人の重要事項を審議する。
- 3 理事長は、次の事項を評議員会に諮問しなければならない。
  - (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
  - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
  - (3) 基本財産に関すること。
  - (4) 長期借入金に関すること。
  - (5) 第1号及び前2号に定めるもののほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関すること。
  - (6) その他理事会が必要と認めた事項
- 4 評議員会は、理事長が招集する。
- 5 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。
- 6 評議員会には、第23条第2項及び第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは「評議員」と、「理事会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の3

分の2以上の同意を得、愛知県教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第33条 この法人は、民法（明治29年法律第89号）第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、愛知県教育委員会の許可があったときに解散する。

2 解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、愛知県教育委員会の許可を受けて、豊田市又はこの法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

## 第7章 事務局

(設置等)

第34条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置き、その任免は理事長が行う。

## 第8章 雑則

(書類等の備付け等)

第35条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿（以下「書類等」という。）を備えなければならない。ただし、他の法令によりこれに代わる書類等を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 許可、認可等に関する書類
- (3) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (8) 処務日誌
- (9) 官公署往復書類

(10) その他必要な書類等

- 2 前項の書類等のうち、第1号から第5号まで及び第7号の書類等は永年、第6号の書類等は10年以上並びに第8号から第10号までの書類等は1年以上これを保存しなければならない。

(委任)

第36条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

#### 附 則

- 1 この寄附行為は、愛知県教育委員会の設立許可の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可の日から平成4年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第15条第2項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。

理事（理事長）	寺	光彦
理事	板倉	猛
理事	板倉	幸夫
理事	大竹	千明
理事	畔柳	俊雄
理事	渋谷	朗
理事	横山	眞久

監事	永野	健三
監事	中野	忠夫

#### 附 則

この寄附行為は、愛知県教育委員会の認可の日（平成7年12月6日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。